

岩手県における
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
緊急事態措置

令和2年5月5日

岩手県

岩手県緊急事態措置の概要

1 区域

- ・ 岩手県全域

2 期間

- ・ 令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)まで

3 実施内容

特措法第24条第9項による協力の要請

(特措法:新型インフルエンザ等対策特別措置法 平成24年法律第31号)

- ・ 外出の自粛の要請

都道府県をまたいだ移動を極力避けること

接待を伴う飲食店等への外出の自粛

- ・ 施設(店舗等)における基本的な感染対策の徹底
- ・ 在宅勤務の推進及び職場の感染防止の徹底

外出の自粛の要請について

- ・ 都道府県をまたいだ移動を極力避けること
- ・ 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛を要請します。

- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けることをお願いします。
- ・ 特定警戒都道府県から岩手に来県、または帰県される皆さまに対して、今までいた都道府県の自粛の要請の趣旨を踏まえて、来県後2週間、慎重な行動をお願いします。
- ・ 現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出の自粛をお願いします。
- ・ 上記以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策の継続をお願いします。

施設(店舗等)における基本的な感染対策の徹底について

- ・ 施設(店舗等)には、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことをお願いします。

在宅勤務の推進及び職場の感染防止の徹底について

- ・ 在宅勤務(テレワーク)を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組の推進をお願いします。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を進めるとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するようお願いします。

【参考】

- 特措法第45条第1項に基づく、不要不急の外出の自粛の要請は、延長しません。
- 特措法第24条第9項に基づく、休業の協力の要請は、延長しません。